

# 国民年金 だより

問い合わせ先  
市民課 ☎(40)5556  
栃木年金事務所  
☎0282(22)6074、4134

## 付加年金についてのご案内

付加保険料(納付額)

400円×10年(120月)＝4,800円

付加年金額(受給額)

200円×10年(120月)＝2,400円(年額)となります。

付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になります。

(注) 右記の付加年金額は、65歳から受給した場合の年金額です。

※付加年金に加入する際の注意

・付加年金は、申し込みの日から加入となります。

・国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することができません。

・付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。

・付加年金は、定額のため、物価スライド(増額・減額)はありませんが、老齢基礎年金を繰上げ・繰下げ請求した場合は、付加年金も減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

付加年金に加入するには？

加入を希望される方は、年金手帳と印鑑をお持ちのうえ、各庁舎市民課へお越しください。

### 《年金ミニ知識》

合算対象期間(カラ期間)について

老齢基礎年金を受け取るためには、25年以上公的年金制度の保険料を納めた期間や国民年金保険料を免除、猶予された期間があることが必要です。この25年には、年金額に反映されませんが、受給資格期間としてみなすことができる期間があります。この期間は合算対象期間(カラ期間)と呼ばれています。主な合算対象期間は次のとおりです。

○昭和61年4月1日以後の期間

・日本人であって、海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入していなかった期間※

・平成3年3月までの学生(夜間制、通信制を除き、年金法上に規定された各種学校を含む)であって国民年金に任意加入しなかった期間※

・第2号被保険者としての被保険者期間のうち、20歳未満の期間または60歳以上の期間

・任意加入したが、保険料が未納となっている期間※

○昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

・厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者であって国民年金に任意加入しなかった期間※

・厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間または共済組合の退職一時金を受けた期間(昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に免除期間を含む保険料納付済期間がある人に限る)

・65歳に達する日の前日までに日本国籍を取得した方、または永住許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間※

・学生(夜間制、通信制、各種学校を除く)であって国民年金に任意加入しなかった期間※

※は20歳以上60歳未満の期間に限ります。

このほかにも合算対象期間となる期間があります。

なお、合算対象期間は年金の未加入期間となっており、日本年金機構にはその記録が残されていないため、ご本人の申し出に基づいて調査する必要がありますので、年金事務所へご相談ください。

### 付加年金とは？

国民年金の第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される制度です。(厚生年金などの加入者やその人に扶養されている第3号被保険者は加入できません。なお、農業者年金に加入している人は必ず納付しなければなりません。)

なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意の時に申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

### 付加年金の保険料は？

付加保険料は月額400円です。受給額は、200円×付加保険料納付月数になります。

(例) 付加保険料を10年間(120月)納付した場合、